

美馬市市内企業優先発注等に係る実施方針

1 目的

本実施方針は、美馬市が実施する全ての公共調達について、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、市内企業への優先発注及び市内製品の活用を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 適用対象

本実施方針の適用対象は、本市が実施する公共調達とする。

3 企業（業者）の定義

区 分		定 義
市 内 企 業	市内業者	美馬市内に本社（本店）を有する事業者
	準市内業者	美馬市外に本社（本店）を有するが、美馬市内に支社、支店、営業所等を有し、その代表者に見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約の履行に関する権限が与えられた者がいる事業者
市 外 企 業	県内業者	徳島県内に本社（本店）を有する事業者で市内企業に該当しない事業者
	県外業者	徳島県外に本社（本店）を有する事業者で市内企業に該当しない事業者

4 市内製品の定義

市内の工場等で生産、製造、加工されたもの、又は市内代理店等を仲介して販売しているものとする。

5 実施方針

各種公共調達を実施する際は、次の要領によるものとする。

(1) 建設工事

- ① 調達先は、原則として、美馬市入札参加有資格者名簿に登録された事業者の中から選定する。
- ② 工種、等級別格付け及び求める施工実績等の要件により、指名業者数を市内企業で概ね充足し、十分な競争性が確保されると認められる場合には、原則として市内企業を対象に選定する。
- ③ 技術的難易度の高い建設工事において、市内企業のみでは対応できない又は競争性が確保できないときは、業者の有する資格、工事施工の実績及び成績、工事経歴による施工能力を総合的に勘案して、県内業者、県外業者の順に選定業者の対象を拡大する。
- ④ 受注者が下請負（一次）、建設資材やその他の物品調達等を行う場合は、可能な限り市内企業の優先選定に努めるよう、発注時に特記仕様書、通知文書等において要請するものとする。
- ⑤ 市内企業の受注機会の拡大や経営の安定化に向け適正な工期を設定するとともに、工事の計画的な発注による平準化に努めるものとする。
- ⑥ 前各号の規定においては、建設工事に係る業務委託の発注についても同様の

扱いとする。

(2) 物品の購入、製造の請負（印刷製本を含む。）

- ① 調達先は、原則として、美馬市入札参加有資格者名簿に登載された事業者の中から選定する。
- ② 原則として、市内企業を対象に選定する。
- ③ 市内企業のみでは競争性が確保されないとき又は調達若しくは対応ができないときは、県内業者、県外業者の順に選定業者の対象を拡大する。
- ④ 物品の購入において、機種等を指定する必要がなく、同等品での対応が可能な物の場合は、価格の競争性を確保し、特定の事業者に偏ることがないように配慮する。
- ⑤ 本市が行う各種行事の記念品等の発注においては、市内で生産、製造、加工されるもの又は市内代理店等から調達できるものである場合は、可能な限り市内企業を活用する。

(3) 役務の提供、業務委託（建設工事に係るものを除く。）等

- ① 調達先は、原則として、美馬市入札参加有資格者名簿に登載された事業者の中から選定する。
- ② 原則として、市内企業を対象に選定する。
- ③ 本市において履行実績のない業務及び技術的難易度の高い業務で市内企業のみでは対応ができない又は競争性が確保されないときは、事業者の有する資格や実績等を総合的に勘案して、県内業者、県外業者の順に選定業者の対象を拡大する。
- ④ 受注者から業務内容の一部を再委託したい旨の申し出がある場合においても、可能な限り市内企業の活用を努めるよう要請する。

6 実施方針の解釈、運用及び適用

- (1) 本実施方針は、関係法令等の遵守及び予算の適正な執行の観点を踏まえた上で、契約目的の達成のために合理的な範囲で発注方法を見直し、市内企業の参入の余地を考慮することで、受注機会の確保を目的とするものであり、いたずらに市外業者を本市の公共調達から排除することを目的とするものではなく、また、市内企業が本市の全ての公共調達契約を受注することまでもを目的としたものでもない。
- (2) 本実施方針の運用においては、市内企業の受注機会の確保及びその育成に努めると同時に、市内企業の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

附 則

(美馬市市内業者優先発注等に関する実施方針の廃止)

建設工事の発注に関し制定した美馬市市内業者優先発注等に関する実施方針（平成29年5月1日制定）は、廃止する。

(施行期日)

この実施方針は、令和5年4月1日から施行する。

(建設工事を発注する際の要請文書の例)

特記仕様書

(下請を行う場合の市内業者の優先選定)

第1条 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、美馬市内に営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする。

(地元建設資材の優先使用)

第2条 受注者は、建設資材を調達するに当たり、美馬市産品を活用するよう努めるとともに、美馬市内の販売業者から調達するよう努めるものとする。

※ 本特記仕様書について

本特記仕様書の規定の趣旨は、美馬市が受注者の自由な協力を要請するものであり、受注者が美馬市の要請に応じなかった場合に、受注者に対して不利益を課すものではない。